

政令第 号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年十二月十八日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年一月一日とする。

理由

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。